

# 設置する充電設備の種類別補助対象経費の考え方

※下表にて「×2」の表示がありますが、設置工事等の補助対象経費の考え方であり、補助上限額が上がるわけではありません。

	(A) 充電設備1基でコネクターが2つの場合	(B) 1型式で電源部1基、充電部2基の場合
	対象充電設備（例）	対象充電設備（例）
(1) 充電設備等設置工事費		
①充電設備等設置工事費	—	—※
②電気配線工事費	—※	—※
③高圧受変電設備設置工事費	—	—
④特別措置に基づく受電工事費	—	—
(2) 案内板設置工事費（原則1申請当たり）		
ア. 入口が2ヶ所以下の施設への設置	—	—
イ. 入口が3ヶ所以上の施設への設置	—	—
(3) 付帯設備設置工事費（原則1基当たり）*1		
①駐車スペースライン引き	×2	×2
②路面表示	×2	×2
③屋根 ※どちらか一方	—	×2
④小屋	—	×2
⑤充電設備防護部材	—	×2
⑥電灯	—	×2※
(4) その他設置に係る費用（原則1申請当たり）		
①雑材・消耗品費、養生費	—	—
②レイアウト検討・図面作製費	—	—
③安全誘導員費	—	—
④停電回避費（高速道路等のSA・PAのみ）	—	—
⑤充電スペース造成費 *2	×2	×2
⑥(1)～(3)の工事でかかったその他労務費	—	—

\*1： 補助対象となる工事項目は、各事業を参照のこと

\*2： センターが認めた場合のみ

—： 1基あたりもしくは1申請あたりの補助上限額

×2※： 効率的な設置をしている場合